

## ○府中町狭あい道路の拡幅整備の促進に関する要綱

平成24年2月10日訓令第3号

改正

平成29年3月28日訓令第10号

### (目的)

**第1条** この要綱は、府中町における狭あい道路の拡幅整備を促進するために必要な事項を定めることにより、安全な市街地の形成に資することを目的とする。

### (用語の定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 府中町道（以下「町道」という。）のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により、特定行政庁が指定した道（これに準ずるものとして町長が特に認める道を含む。）をいう。
- (2) 拡幅用地 狭あい道路に接する土地であって、当該狭あい道路の中心線とその中心線から水平距離2メートルの線との間にあるもの又は当該狭あい道路の中心線とその中心線から水平距離2メートルを超え、町長が特に拡幅が必要と認めるものをいう。ただし、狭あい道路に接する土地が、がけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の道の側の境界線とその境界線から道の側に水平距離原則4メートルの道路幅員を確保するために必要なもの又は当該がけ地等の道の側の境界線とその境界線から道の側に水平距離原則4メートルを超え、町長が特に拡幅が必要と認めるものをいう。
- (3) 隅切用地 次に掲げる土地のことをいう。
  - ア 町道と町道又は町道と県道が交差する箇所において、それぞれの道路の境界線（当該道路が狭あい道路である場合にあつては、建築基準法第42条第2項により道路の境界線とみなされる線。以下この号において「みなし境界線」という。）の交点から、それぞれの道路の境界線（当該道路が狭あい道路である場合にあつては、みなし境界線）に沿ってできる底辺3メートルを標準（必要に応じて、広島県が定める開発事業に関する技術的指導基準第3条第1項第2号ウ(コ)を採用する。）とする三角形で囲まれた部分の土地
  - イ アに規定するもののほか、見通しの悪い町道に接する土地その他これに準ずるもので町長がその状況を解消するため特に道路の拡幅が必要と認める土地
- (4) 整備支障物件 拡幅用地内及び隅切用地内にある建築物を除く塀、門、樹木その他これらに類するものをいう。
- (5) 拡幅整備 拡幅用地内及び隅切用地内において、拡幅用地及び隅切用地を道路として整備すること並びに道路として整備するために整備支障物件を除去し、又は移設することをいう。

### (適用地域)

**第3条** この要綱の規定は、狭あい道路の存する地域のうち、町長が特に拡幅整備の促進を

図る必要があると認めて指定する地域に適用する。

- 2 前項に規定する指定は、告示により行うものとする。
- 3 第1項で指定した地域においては、町道整備要領（平成13年9月18日施行）は適用しない。

#### （拡幅整備の事前協議等）

**第4条** 前条の規定により指定された地域内に存する土地の所有者その他当該土地に関して権利を有する者（以下「土地所有者等」という。）及び整備支障物件の所有者は、拡幅整備を要望しようとするときは、狭あい道路の拡幅整備協議書（様式第1号）により、町長と事前協議を行わなければならない。

- 2 土地所有者等及び整備支障物件の所有者は、前項の事前協議が整ったときは、拡幅用地買取要望書（様式第2号）、隅切用地買取要望書（様式第3号）、整備支障物件補償要望書（様式第4号）及び施工承諾書（様式第5号）により、町長に拡幅整備を要望することができる。

#### （交付金等）

**第5条** 町長は、前条第2項の規定による要望があったときは、狭あい道路整備等促進事業補助金交付要綱（平成21年4月1日付け国住街第255号。国土交通省住宅局長通知）に基づき、予算の範囲内で次に掲げる交付金等を交付することができる。

- (1) 拡幅用地・隅切用地交付金 拡幅用地又は隅切用地の買収に伴い土地所有者等に交付する交付金
  - (2) 整備支障物件補償金 整備支障物件の所有者が負担する当該物件の除去又は移設に要する費用に関し、当該所有者に交付する補償金
- 2 前項各号に規定する交付金等の額は、次に掲げるとおりとする。
    - (1) 拡幅用地・隅切用地交付金 当該拡幅用地及び隅切用地の固定資産税評価相当額
    - (2) 整備支障物件補償金 公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭和37年6月29日閣議決定）に基づき算定する額

#### （測量及び登記等の手続）

**第6条** 町長は、拡幅整備を行う場合は、拡幅用地及び隅切用地に係る測量、分筆、所有権移転登記その他必要な手続を行うこととする。

#### （適用除外）

**第7条** この要綱の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

- (1) 国及び地方公共団体が建築事業を行う場合
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為を行う場合
- (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業を行う場合
- (4) その他特に町長が適用の必要がないと認めた場合

#### （委任）

**第8条** この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施のため必要な手続その他の事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この訓令は、平成24年2月10日から施行する。

## 附 則（平成29年3月28日訓令第10号抄）

### （施行期日）

1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

## 様式目次

様式番号	名称	規定条文
様式第1号	狭あい道路の拡幅整備協議書	第4条第1項
様式第2号	拡幅用地買取要望書	第4条第2項
様式第3号	隅切用地買取要望書	第4条第2項
様式第4号	整備支障物件補償要望書	第4条第2項
様式第5号	施工承諾書	第4条第2項